

第1回薩摩川内市行政改革推進委員会

日 時 平成27年6月9日(火)
13:30~16:00(予定)
場 所 本庁5階 501会議室

〈 会 次 第 〉

- 1 開 会
- 2 会長及び副会長の選出
- 3 諮 問
- 4 報告・協議
 - (1) これまでの行政改革推進委員会の取組について【報告】
 - (2) 第6期行政改革推進委員会の内容及びスケジュールについて【協議】
 - (3) 会議の公開・非公開について【協議】
- 5 模擬評価
- 6 その他
- 7 閉会

- 配布資料
- ・会次第(本紙)
 - ・模擬評価シート

会長及び副会長の選出

薩摩川内市行政改革推進委員会規則第 4 条の規定に基づき、会長及び副会長を各 1 名、委員の互選により選出する必要がある。(別紙 1 参照)

区分	委員名
会 長	
副会長	

(1) これまでの行政改革推進委員会の取組について【報告】

行政改革推進委員会は、「市長の諮問に応じて、本市が行う行政改革の推進及びこれに関連する事項を調査・審議する事務」を担当する市の附属機関として、平成16年度（合併初年度）に設置している。

ア 第1期

(ア) 委員 12名

(イ) 任期・開催状況 平成17年1月12日～平成19年1月11日：16回開催

(ウ) 主な活動成果

- ・薩摩川内市市政改革大綱の素案について（答申）
- ・市政改革の中核となる補助金システムの提言
- ・市政の望ましいスタンスと広報体制のあり方についての提言

(エ) 提言に基づく市政改革

- ・市政改革大綱の策定
- ・補助金基本条例の制定、補助金制度見直し、提案公募型補助金制度の創設

イ 第2期

(ア) 委員 9名

(イ) 任期・開催状況 平成19年4月1日～平成21年3月31日：18回開催

(ウ) 主な活動成果

- ・支所のあり方について（中間報告）
- ・さらなる「市民が主役となる市政」推進として新センターを設置する提言

ウ 第3期

(ア) 委員 12名

(イ) 任期・開催状況 平成21年4月1日～平成23年3月31日：17回開催

(ウ) 主な活動成果

- ・薩摩川内市市政改革大綱（第2次）の素案について（答申）
- ・合併検証報告書策定に係る審議

(エ) 提言に基づく市政改革

- ・市政改革大綱（第2次）策定

エ 第4期

(ア) 委員 15名

(イ) 任期・開催状況 平成23年4月1日～平成25年3月31日：23回開催

(ウ) 主な活動成果

- ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成23年次
- ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成24年次
- ・薩摩川内市組織機構再編方針（案）に関する協議

(エ) 提言に基づく市政改革

- ・平成24年度組織・機構の見直し方針策定

オ **第5期**

(ア) 委員 8名

(イ) 任期・開催状況 平成25年4月1日～平成27年3月31日：25回開催

(ウ) 主な活動成果

- ・ 事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成25年次
- ・ 事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成26年次
- ・ 第3次薩摩川内市定員適正化方針（案）に関する協議

(エ) 提言に基づく市政改革

- ・ 第3次薩摩川内市定員適正化方針策定

(2) 第6期行政改革推進委員会の審議内容及びスケジュールについて【協議】

ア これまでの行政改革推進委員会の経緯

- 行政改革推進委員会において、これまで市政改革大綱策定に係る答申や各種提言（補助金のあり方や提案公募型補助金に関する提言、広報体制のあり方に関する提言、センター方式設置に係る提言）、合併の検証に係る審議など、市政改革に関連した多岐にわたるテーマについて、審議を行った。
- 第4期からは、市長からの諮問を受け、事務事業外部評価を中心に行い、第5期では、事務事業等外部評価として、事務事業と附随する補助金等について外部評価を行った。
- 補助金評価については、平成18年度の補助金等基本条例施行により、補助金等に関する基本原則が明示されるとともに、平成19年度以降の補助金については外部の意見を聴取したうえで補助金等の見直しを行うことが義務化された。
- 平成19年度から補助金等評価委員会（事務局：財政課）が設置され、平成24年度まで補助金等評価を実施してきた。
- 平成23年度より行政改革推進委員会において事務事業外部評価を開始したことから、補助金等評価事業（財政課所管）の際に「補助金等評価についても事務事業外部評価において実施することを検討すべき」との意見集約がなされ、平成25年4月付けで条例改正を行い、事務事業評価と補助金等評価を一元化した。（条例改正の内容は以下のとおり）

薩摩川内市補助金等基本条例新旧対照表

改正後	改正前
(・・・略・・・)	(・・・略・・・)
(補助金等の見直し)	(補助金等の見直し)
第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りでない。	第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りでない。
2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、 <u>薩摩川内市行政改革委員会</u> の意見を聴いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。	2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、 <u>薩摩川内市補助金等評価委員会</u> の意見を聴いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。
(・・・略・・・)	(・・・略・・・)

※ 第4条の見直しの対象には、単に「〇〇補助金」といったものだけでなく、「〇〇助成金」といった「補助金」に類する給付金を含むため「補助金等」と記載している。

イ 第6期行政改革推進委員会での評価について

- ・ 事務事業外部評価においては、全ての事務事業を評価し終え、外部評価として、一定の成果を得ることができた。
- ・ 事務事業については、見直しについて条例の定めがなく、企画政策課において重複する評価事務（内部評価）を行っている。
- ・ 以上のことから、今後は補助金を中心に評価を行うこととしたい。

ウ 評価対象の補助金について

区分	補助金の種類	備考
補助金等の見直しの対象の補助金	217	3年以内にすべてを見直す必要がある。
	47	平成27年度評価対処補助金
補助金等見直しの対象外の補助金	46	
債務負担行為の補助金	11	例) 農業近代化資金利子補給金等
法令の規定に基づく補助金	31	例) 使用済自動車等海上輸送費補助金等
災害復旧のための補助金	4	例) 特別災害復旧補助金等
合計	263	

エ スケジュールについて

(ア) 実施日程について

	日程	内容	補助金評価数
第1回	6月9日(火)	【 諮 問 】	—
		年間スケジュール、模擬評価の実施等について	—
第2回	6月末 or 7月初	第1回評価	6
第3回	7月	第2回評価	6
第4回	8月	第3回評価	7
第5回	8月	第4回評価	7
第6回	9月	第5回評価	7
第7回	9月	第6回評価	7
第8回	10月	第7回評価	7
第9回	10月	【とりまとめ】	—
第10回	11月	【答申】	—

(イ) 委員会の流れについて

※開始時刻は、13時30分を想定

【パターン1】 補助金毎に評価をまとめる場合（まとめ時に主管課が在席）

時刻	所要時間	項目		
13:30	10分	会長あいさつ等		
13:40	15分	外部評価 1件目		
		作業の流れ	作業内容	所要時間
		内容の把握	主管課・室が補助金等評価表及び補足資料により補助金の概要説明を行う。	5分
		質疑・協議	委員は、主管課・室に対して質疑を行うとともに、見直しの方向性に関する協議を行う。	5分
		まとめ	委員は、協議結果を踏まえて、補助金の評価及び見直しの方向性について、取りまとめを行う。 【主管課：在席】まとめが容易	5分
合 計			15分	
13:55	15分	外部評価 2件目		
14:10	15分	外部評価 3件目		
14:25	15分	外部評価 4件目		
14:40	10分	休憩		
14:50	15分	外部評価 5件目		
15:05	15分	外部評価 6件目		
15:20	15分	外部評価 7件目		
15:35 ～ 16:00		まとめ・閉会		

【パターン2】 主管課毎に評価をまとめる場合（まとめ時に主管課が離席）

時刻	所要時間	項目		
13:30	10分	会長あいさつ等		
13:40	60分	外部評価まとめて（例：4件／課の場合）		
		作業の流れ	作業内容	所要時間
		内容の把握	主管課・室が補助金等評価表及び補足資料により補助金の概要説明を行う。	5分×4 補助金 →20分
		質疑・協議	委員は、主管課・室に対し質疑を行うとともに、見直しの方向性に関する協議を行う。	5分×4 補助金 →20分
		まとめ	委員は、協議結果を踏まえて、補助金の評価及び見直しの方向性について、取りまとめを行う。 【主管課：離席】 自由意見が出し易い	5分×4 補助金 →20分
		合計	60分	
14:40	10分	休憩		
14:50	45分	外部評価まとめて3件		
15:35 ～ 16:00		まとめ、閉会		※一日当たりの評価補助金数は6件から7件 【パターン1】と同様の時間配分

(3) 会議の公開・非公開について【協議】

ア 条例等の規定状況

- ・ 薩摩川内市情報公開条例第 25 条の規定により、委員会の会議は「公開が原則」となっている。
- ・ 平成 24 年 4 月から、薩摩川内市会議の公開に関する要綱（以下、「要綱」という。）が施行され、附属機関等の会議の公開等について必要な整備がなされた。

- ・ 公開又は非公開の決定は、会長が、当該委員会に諮って行うものとし、会議の非公開を決定したときはその理由を明らかにすることになっている。
- ・ 委員会を開催するに当たっては、1 週間前までに市ホームページ等で公開する必要がある。
- ・ 委員会の公開又は非公開にかかわらず、委員会終了後速やかに、当該委員会の結果を市ホームページ等で公表する必要がある。

イ 経緯

(ア) 行政改革推進委員会

- ・ 平成 23 年度に第 4 期委員会に事務事業外部評価を諮問した。
- ・ 委員会において、評価作業の公開又は非公開の取り扱いに関する協議が行われたが、「初めての事務事業の外部評価であること」、「公開することにより、踏み込んだ議論ができなくなることが懸念されること」から、「事務事業の評価作業は非公開」と決定された。

市ホームページに掲載した非公開の理由

事務事業の外部評価にあつては、当該事務事業に係る不特定多数の利害関係者が存在する。事務事業の手法の改善及び予算の削減又は拡充に関しての協議段階における公開は、公正な審議の妨げとなり、会議の目的を達成できない恐れが予想されるため。

なお、本委員会から薩摩川内市長への答申内容等については、公開予定である。

- ・ ただし、事務事業外部評価後の予算編成への反映状況の報告等については、事務局から委員へ報告を行う内容となっており、非公開とする理由がないため、公開により委員会を開催した。
- ・ これにより、第 5 期の行政改革委員会では、全ての委員会を公開としている。

(イ) 補助金等評価委員会

- ・ 補助金等評価委員会における補助金等評価は、平成 19 年度から実施しており開始から十分な期間を経過していることから、平成 24 年度の要綱施行を機に、公開により実施されている。
- ・ 委員会の会議は関係条例等により基本的に公開とされている。また、平成 24 年度の補助金等評価委員会における補助金等評価は、公開されており、それ以降の行政改革推進委員会でも公開となっている。

(ウ) 今年度の取扱い（案）

今後の評価作業も「公開」の扱いとしたい。

用語集

	用語	解説
	諮問	有識者または一定機関に、意見を求めること。
	規定	法令の条文として定めること。また、法令の個々の条文。
	附属機関	<p>自治法第138条の4第3項に「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。」と規定されている。</p> <p>平成26年度末現在、薩摩川内市には19の附属機関がある。</p>
	薩摩川内市政改革大綱	簡素で効率的・効果的な行政体制と健全な財政経営基盤の確立を図り、市民と協働して改革を進めるための本市の行政改革に関する指針。
	薩摩川内市組織機構再編方針(案)	平成31年度までを計画期間とした本市の組織機構のあり方を示した「組織機構再編方針」の案。平成24年度の行政改革推進委員会において、協議後、同案に対するパブリックコメントを実施した経緯がある。現在のところ、策定には至っていない
	債務負担行為	「債務」とは、経費の支出義務のこと。「債務負担行為」は、将来にわたる債務を負う契約を結ぶことをいいます。
	一般会計	地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されています。一般会計は、地方公共団体の行政運営上、基本的な経費を網羅した会計である。特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行う場合、条例で設置することができる。本市には、国民健康保険事業特別会計など13の特別会計がある。
	当初予算	一会計年度の年間予算として当初に成立した予算のこと。
	薩摩川内市総合計画	地方自治法第2条第4項の規定に基づき、本市の将来の発展に向けて、市民と行政が一体となって、地域特性を活かしながら、新しい時代にふさわしい活力と魅力あるまちづくりに取り組むための、市政の総合的な経営指針となるもの。
	施策の基本方針(政策)	特定の行政課題に対するための基本的な方針の実現を目的とする行政活動の大きなまとまり
	施策	上記の「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「政策」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。
	事務事業	上記の「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの
	答申	特に諮問機関が、諮問を受けた事項について、行政官庁に意見を具申すること。